

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護の決定等事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は、生活保護の決定等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県知事

公表日

令和6年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護の決定等事務
②事務の概要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第1の15項により、個人番号を利用することができるのは、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとされている。千葉県では、次の事務において特定個人情報を利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 4 法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6 法第34条第5項、6項及び法第80条の5の医療扶助における電子資格確認のための特定個人情報の連携事務 7 法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 9 生活保護法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 10 法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 11 法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 12 法第80条の4の医療の給付、被保護者健康管理支援事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保護者又は被保護者であつた者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務(社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託する事務)
③システムの名称	生活保護システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
要保護者(被保護者含む)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の15項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第2の9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ, 2号イ, 第9条第1号ホ, 3号ロ, 4号ヘ, 第11条第1号ニ, 2号ロ, 4号イ, 第12条第1号ヌ, 2号チ, 3号ハ, 4号リ, 6号チ, 8号ヌ, 第13条第2号イ, 第14条第3号イ, 第17条第1号, 第19条第1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第20条第5号, 6号, 9号, 11号ロ, 12号, 第21条第1号ハ, 5号, 6号, 8号, 9号, 10号, 第22条第2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 8号, 10号, 11号, 第23条第1号, 第24条第1号, 第25条第8号ロ, 第26条の4第1号, 第27条第3号イ, 第28条第1号ハ, 2号, 3号, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第32条第1号イ, 2号イ, 第33条第3号, 第35条第1号, 第39条第1号, 第44条第1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第47条第2号イ, 3号イ, 4号イ, 6号イ, 7号イ, 9号イ, 10号イ, 11号イ, 12号イ, 13号イ, 14号イ, 15号イ, 16号イ, 17号イ, 18号イ, 19号イ, 20号イ, 21号イ, 22号イ, 23号イ, 24号イ, 第52条, 第53条第1号ホ, 2号ニ, 3号ハ, 第55条第1号リ, 6号ヘ, 7号ハ, 9号ホ, 10号ハ, 11号ホ, 第59条の2第1号リ, 2号, 3号, 4号, 5号, 第59条の3第1号イ, 2号イ ・番号条例第3条第2項、同条例第5条第1項、同条例別表第2の3, 4の項、同条例別表第3の3, 4, 5, 6, 7の項 ・番号規則第13条各号、同規則第14条各号、同規則第20条、同規則第21条各号、同規則第22条各号、同規則第23条各号 <p>2 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第2の26の項 ・別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条各号 ・番号条例第3条第2項、同条例第5条第1項、同条例別表第2の1の項、同条例別表第3の1の項 ・番号規則第11条、同規則第17条 <p>3 特定個人情報に係る事務を委託する根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第80条の4

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千葉県健康福祉部健康福祉指導課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1(南庁舎1階) 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1(本庁舎13階) 千葉県健康福祉部健康福祉指導課生活保護班 043-223-2312

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月20日	「5. 評価実施機関における担当部署」	課長 瀧口 弘	課長	事後	様式変更
平成30年6月20日	II. しきい値判断項目	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月20日	II. しきい値判断項目 1. 取扱者数 ○いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月20日	「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 9, 10, 14, 16, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号イ, 2号イ, 第9条1号ハ, 2号イ, 3号ロ, 第11条1号ハ, 2号ロ, 3号, 第12条1号リ, 2号ハ, 3号リ, 4号, 6号ヌ, 第14条3号イ, 第17条1号, 第19条1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第20条4号, 5号, 6号, 7号, 9号ロ, 10号, 第21条1号ハ, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第22条2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 8号, 10号, 11号, 第24条1号, 第26条の4の1号, 第27条3号イ, 第28条1号ハ, 2号, 3号, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第32条1号イ, 2号イ, 第33条3号, 第35条1号, 第39条1号, 第44条1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第47条2号イ, 3号イ, 4号イ, 5号イ, 6号イ, 7号イ, 8号イ, 9号イ, 10号イ, 11号イ, 12号イ, 13号イ, 14号イ, 15号イ, 17号イ, 18号イ, 19号イ, 20号, 21号, 22号イ, 23号イ, 第52条, 第53条1号ハ, 2号ハ, 3号ハ, 第55条1号ヘ, 2号ハ, 4号ヘ, 5号ハ, 第59条の2の1号チ, 2号, 3号, 4号, 第59条の3の1号イ, 2号イ ※番号法別表第30の項, 90の項に係る主務省令は未制定 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 26の項 ・別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条1号, 2号, 3号, 4号, 5号 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 119の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号イ, 2号イ, 第9条1号ニ, 3号ロ, 4号ニ, 第11条1号ニ, 2号ロ, 4号イ, 第12条1号リ, 2号ト, 3号ハ, 4号リ, 6号ト, 8号ヌ, 第14条3号イ, 第17条1号, 第19条1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第20条4号, 5号, 6号, 7号, 9号ロ, 10号, 第21条1号ハ, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第22条2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 8号, 10号, 11号, 第23条1号, 第24条1号, 第26条の4の1号, 第27条3号イ, 第28条1号ハ, 2号, 3号, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第32条1号イ, 2号イ, 第33条3号, 第35条1号, 第39条1号, 第44条1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第47条2号イ, 3号イ, 4号イ, 5号イ, 6号イ, 7号イ, 8号イ, 9号イ, 10号イ, 11号イ, 12号イ, 13号イ, 14号イ, 15号イ, 16号イ, 17号イ, 18号イ, 19号イ, 20号, 21号, 22号イ, 23号イ, 第52条, 第53条1号ニ, 2号ニ, 3号ハ, 第55条1号リ, 6号ヘ, 7号ハ, 9号ハ, 10号ホ, 第59条の2の1号リ, 2号, 3号, 4号, 5号, 第59条の3の1号イ, 2号イ ※番号法別表第30の項, 90の項に係る主務省令は未制定 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 26の項 ・別表第2の主務省令で定める事務及び情報 	事後	記載漏れ及び修正漏れ
平成30年7月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>番号法別表第1の15項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。))による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとされている。千葉県では、次の事務において特定個人情報を使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 4 法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6 法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 9 法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。))に関する事務 	<p>番号法別表第1の15項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。))による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるとされている。千葉県では、次の事務において特定個人情報を使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 4 法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6 法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 9 法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。))に関する事務 	事後	法改正
平成30年7月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 15の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条第1号～第8号	番号法第9条第1項 別表第1 15の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条第1号～第9号	事後	主務省令の改正
令和1年6月28日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 ○いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II. しきい値判断項目 1. 取扱者数 ○いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 119の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号イ, 2号イ, 第9条1号二, 3号口, 4号二, 第11条1号二, 2号口, 4号イ, 第12条1号リ, 2号ト, 3号ハ, 4号リ, 6号ト, 8号ヌ, 第14条3号イ, 第17条1号, 第19条1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第20条4号, 5号, 6号, 7号, 9号口, 10号, 第21条1号ハ, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第22条2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 8号, 10号, 11号, 第23条1号, 第24条1号, 第26条の4の1号, 第27条3号イ, 第28条1号ハ, 2号, 3号, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第32条1号イ, 2号イ, 第33条3号, 第35条1号, 第39条1号, 第44条1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第47条2号イ, 3号イ, 4号イ, 5号イ, 6号イ, 7号イ, 8号イ, 9号イ, 10号イ, 11号イ, 12号イ, 13号イ, 14号イ, 15号イ, 16号イ, 17号イ, 18号イ, 19号イ, 20号, 21号, 22号イ, 23号イ, 第52条, 第53条1号二, 2号二, 3号ハ, 第55条1号リ, 6号ヘ, 7号ハ, 9号ハ, 10号ホ, 第59条の2の1号リ, 2号, 3号, 4号, 5号, 第59条の3の1号イ, 2号イ ※番号法別表第230の項, 90の項に係る主務省令は未制定 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 26の項 ・別表第2の主務省令で定める事務及び情報 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号イ, 2号イ, 第9条1号二, 3号口, 4号二, 第11条1号二, 2号口, 4号イ, 第12条1号ヌ, 2号チ, 3号ハ, 4号リ, 6号チ, 8号ヌ, 第14条3号イ, 第17条1号, 第19条1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第20条4号, 5号, 6号, 7号, 9号口, 10号, 第21条1号ハ, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第22条2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 8号, 10号, 11号, 第23条1号, 第24条1号, 第26条の4の1号, 第27条3号イ, 第28条1号ハ, 2号, 3号, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第32条1号イ, 2号イ, 第33条3号, 第35条1号, 第39条1号, 第44条1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第47条2号イ, 3号イ, 4号イ, 5号イ, 6号イ, 7号イ, 8号イ, 9号イ, 10号イ, 11号イ, 12号イ, 13号イ, 14号イ, 15号イ, 16号イ, 17号イ, 18号イ, 19号イ, 20号, 21号, 22号イ, 23号イ, 第52条, 第53条1号二, 2号二, 3号ハ, 第55条1号リ, 6号ヘ, 7号ハ, 9号ホ, 10号ハ, 第59条の2の1号リ, 2号, 3号, 4号, 5号, 第59条の3の1号イ, 2号イ ※番号法別表第230の項, 90の項に係る主務省令は未制定 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 26の項 ・別表第2の主務省令で定める事務及び情報 	事後	法改正及び修正漏れ
令和1年6月28日	IV リスク対策		新規追加	事後	様式変更
令和2年11月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③	<p>番号法別表第1の15項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。))による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとされている。千葉県では、次の事務において特定個人情報を使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 4 法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6 法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 9 法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。))に関する事務 	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))別表第1の15項により、個人番号を利用することができるのは、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。))による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとされている。千葉県では、次の事務において特定個人情報を利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 4 法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6 法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 9 法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。))に関する事務 	事後	法改正及び修正漏れ
令和2年11月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<p>番号法第9条第1項 別表第1 15の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条第1号～第8号</p>	<p>番号法第9条第1項, 同法別表第1の15項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条各号</p>	事後	法改正及び修正漏れ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 110, 116, 120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号イ, 2号イ, 第9条1号ニ, 3号ロ, 4号ニ, 第11条1号ニ, 2号ロ, 4号イ, 第12条1号ヌ, 2号チ, 3号ハ, 4号リ, 6号チ, 8号ヌ, 第14条3号イ, 第17条1号, 第19条1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第20条4号, 5号, 6号, 7号, 9号ロ, 10号, 第21条1号ハ, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第22条2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 8号, 10号, 11号, 第23条1号, 第24条1号, 第26条の4の1号, 第27条3号イ, 第28条1号ハ, 2号, 3号, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第32条1号イ, 2号イ, 第33条3号, 第35条1号, 第39条1号, 第44条1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第47条2号イ, 3号イ, 4号イ, 5号イ, 6号イ, 7号イ, 8号イ, 9号イ, 10号イ, 11号イ, 12号イ, 13号イ, 14号イ, 15号イ, 16号イ, 17号イ, 18号イ, 19号イ, 20号, 21号, 22号イ, 23号イ, 第52条, 第53条1号ニ, 2号ニ, 3号ハ, 第55条1号リ, 6号ヘ, 7号ハ, 9号ホ, 10号ハ, 第59条の2の1号リ, 2号, 3号, 4号, 5号, 第59条の3の1号イ, 2号イ ※番号法別表第2の30の項, 90の項に係る主務省令は未制定	1 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第2の9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 110, 116, 120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ, 2号イ, 第9条第1号ニ, 3号ロ, 4号ニ, 第11条第1号ニ, 2号ロ, 4号イ, 第12条第1号ヌ, 2号チ, 3号ハ, 4号リ, 6号チ, 8号ヌ, 第13条第2号イ, 第14条第3号イ, 第17条第1号, 第19条第1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第20条第4号, 5号, 8号, 10号ロ, 11号, 第21条第1号ハ, 5号, 6号, 8号, 9号, 10号, 第22条第2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 8号, 10号, 11号, 第23条第1号, 第24条第1号, 第25条第8号ロ, 第26条の4第1号, 第27条第3号イ, 第28条第1号ハ, 2号, 3号, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第32条第1号イ, 2号イ, 第33条第3号, 第35条第1号, 第39条第1号, 第44条第1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第47条第2号イ, 3号イ, 4号イ, 5号イ, 6号イ, 7号イ, 8号イ, 9号イ, 10号イ, 11号イ, 12号イ, 13号イ, 14号イ, 15号イ, 16号イ, 17号イ, 18号イ, 19号イ, 20号イ, 21号イ, 22号イ, 23号イ, 第52条, 第53条第1号ホ, 2号ニ, 3号ハ, 第55条第1号リ, 6号ヘ, 7号ハ, 9号ホ, 10号ハ, 11号ホ, 第59条の2第1号リ, 2号, 3号, 4号, 5号, 第59条の3第1号イ, 2号イ 2 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第2の26の項 ・別表第2の主務省令で定める事務及び情報	事後	法改正及び修正漏れ
令和2年11月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 26の項 ・別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号	2 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第2の26の項 ・別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条各号	事後	法改正及び修正漏れ
令和2年11月2日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 電話:043-223-4629	260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1(南庁舎1階) 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629	事後	
令和2年11月2日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県健康福祉部健康福祉指導課 電話:043-223-2312	260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1(本庁舎13階) 千葉県健康福祉部健康福祉指導課生活保護班 043-223-2312	事後	
令和2年11月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年11月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年11月2日	IV リスク対策 8. 監査	○自己点検	○自己点検 ○内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月6日	「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 119の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号イ, 2号イ, 第9条1号ニ, 3号ロ, 4号ニ, 第11条1号ニ, 2号ロ, 4号イ, 第12条1号リ, 2号ト, 3号ハ, 4号リ, 6号ト, 8号ヌ, 第14条3号イ, 第17条1号, 第19条1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第20条4号, 5号, 6号, 7号, 9号ロ, 10号, 第21条1号ハ, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第22条2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 8号, 10号, 11号, 第23条1号, 第24条1号, 第26条の4の1号, 第27条3号イ, 第28条1号ハ, 2号, 3号, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第32条1号イ, 2号イ, 第33条3号, 第35条1号, 第39条1号, 第44条1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第47条2号イ, 3号イ, 4号イ, 5号イ, 6号イ, 7号イ, 8号イ, 9号イ, 10号イ, 11号イ, 12号イ, 13号イ, 14号イ, 15号イ, 16号イ, 17号イ, 18号イ, 19号イ, 20号, 21号, 22号イ, 23号イ, 第52条, 第53条1号ニ, 2号ニ, 3号ハ, 第55条1号リ, 6号ヘ, 7号ハ, 9号ハ, 10号ホ, 第59条の2の1号リ, 2号, 3号, 4号, 5号, 第59条の3の1号イ, 2号イ ※番号法別表第2の30の項, 90の項に係る主務省令は未制定 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第226の項 ・別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号 	<p>1 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第2の9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ, 2号イ, 第9条第1号ホ, 3号ロ, 4号ヘ, 第11条第1号ニ, 2号ロ, 4号イ, 第12条第1号ヌ, 2号チ, 3号ハ, 4号リ, 6号チ, 8号ヌ, 第13条第2号イ, 第14条第3号イ, 第17条第1号, 第19条第1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第20条第5号, 6号, 9号, 11号ロ, 12号, 第21条第1号ハ, 5号, 6号, 8号, 9号, 10号, 第22条第2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 8号, 10号, 11号, 第23条第1号, 第24条第1号, 第25条第8号ロ, 第26条の4第1号, 第27条第3号イ, 第28条第1号ハ, 2号, 3号, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第32条第1号イ, 2号イ, 第33条第3号, 第35条第1号, 第39条第1号, 第44条第1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第47条第2号イ, 3号イ, 4号イ, 6号イ, 7号イ, 9号イ, 10号イ, 11号イ, 12号イ, 13号イ, 14号イ, 15号イ, 16号イ, 17号イ, 18号イ, 19号イ, 20号イ, 21号イ, 22号イ, 23号イ, 24号イ, 第52条, 第53条第1号ホ, 2号ニ, 3号ハ, 第55条第1号リ, 6号ヘ, 7号ハ, 9号ホ, 10号ハ, 11号ホ, 第59条の2第1号リ, 2号, 3号, 4号, 5号, 第59条の3第1号イ, 2号イ <p>2 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第2の26の項 ・別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条各号 	事後	番号法及び主務省令の改正
令和3年10月6日	「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2 9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 119の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1号イ, 2号イ, 第9条1号ニ, 3号ロ, 4号ニ, 第11条1号ニ, 2号ロ, 4号イ, 第12条1号リ, 2号ト, 3号ハ, 4号リ, 6号ト, 8号ヌ, 第14条3号イ, 第17条1号, 第19条1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第20条4号, 5号, 6号, 7号, 9号ロ, 10号, 第21条1号ハ, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第22条2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 8号, 10号, 11号, 第23条1号, 第24条1号, 第26条の4の1号, 第27条3号イ, 第28条1号ハ, 2号, 3号, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第32条1号イ, 2号イ, 第33条3号, 第35条1号, 第39条1号, 第44条1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第47条2号イ, 3号イ, 4号イ, 5号イ, 6号イ, 7号イ, 8号イ, 9号イ, 10号イ, 11号イ, 12号イ, 13号イ, 14号イ, 15号イ, 16号イ, 17号イ, 18号イ, 19号イ, 20号, 21号, 22号イ, 23号イ, 第52条, 第53条1号ニ, 2号ニ, 3号ハ, 第55条1号リ, 6号ヘ, 7号ハ, 9号ハ, 10号ホ, 第59条の2の1号リ, 2号, 3号, 4号, 5号, 第59条の3の1号イ, 2号イ ※番号法別表第2の30の項, 90の項に係る主務省令は未制定 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第226の項 ・別表第2の主務省令で定める事務及び情報 	<p>1 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第2の9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ, 2号イ, 第9条第1号ホ, 3号ロ, 4号ヘ, 第11条第1号ニ, 2号ロ, 4号イ, 第12条第1号ヌ, 2号チ, 3号ハ, 4号リ, 6号チ, 8号ヌ, 第13条第2号イ, 第14条第3号イ, 第17条第1号, 第19条第1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第20条第5号, 6号, 9号, 11号ロ, 12号, 第21条第1号ハ, 5号, 6号, 8号, 9号, 10号, 第22条第2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 8号, 10号, 11号, 第23条第1号, 第24条第1号, 第25条第8号ロ, 第26条の4第1号, 第27条第3号イ, 第28条第1号ハ, 2号, 3号, 4号, 5号, 7号, 8号, 9号, 第32条第1号イ, 2号イ, 第33条第3号, 第35条第1号, 第39条第1号, 第44条第1号ヌ, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号, 第47条第2号イ, 3号イ, 4号イ, 6号イ, 7号イ, 9号イ, 10号イ, 11号イ, 12号イ, 13号イ, 14号イ, 15号イ, 16号イ, 17号イ, 18号イ, 19号イ, 20号イ, 21号イ, 22号イ, 23号イ, 24号イ, 第52条, 第53条第1号ホ, 2号ニ, 3号ハ, 第55条第1号リ, 6号ヘ, 7号ハ, 9号ホ, 10号ハ, 11号ホ, 第59条の2第1号リ, 2号, 3号, 4号, 5号, 第59条の3第1号イ, 2号イ <p>2 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第2の26の項 	事後	番号法及び主務省令の改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	1. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第1の15項により、個人番号を利用することができるのは、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとされている。千葉県では、次の事務において特定個人情報を利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 4 法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6 法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 9 法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項) 	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第1の15項により、個人番号を利用することができるのは、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとされている。千葉県では、次の事務において特定個人情報を利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 4 法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6 法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 生活保護法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 9 法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 	事後	生活保護法の改正及び番号法の改正
令和5年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、2号イ、第9条第1号ホ、3号ロ、4号ヘ、第11条第1号ニ、2号ロ、4号イ、第12条第1号ヌ、2号チ、3号ハ、4号リ、6号チ、8号ヌ、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、2号、3号、4号、5号、6号、第20条第5号、6号、9号、11号ロ、12号、第21条第1号ハ、5号、6号、8号、9号、10号、第22条第2号、3号、4号、5号、6号、8号、10号、11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第2号ハ、2号、3号、4号、5号、7号、8号、9号、第32条第1号イ、2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、2号、3号、4号、5号、6号、第47条第2号イ、3号イ、4号イ、6号イ、7号イ、9号イ、10号イ、11号イ、12号イ、13号イ、14号イ、15号イ、16号イ、17号イ、18号イ、19号イ、20号イ、21号イ、22号イ、23号イ、24号イ、第52条、第53条第1号ホ、2号ニ、3号ハ、第55条第1号リ、6号ヘ、7号ハ、9号ホ、10号ハ、11号ホ、第59条の2第1号リ、2号、3号、4号、5号、第59条の3第1号イ、2号イ</p> <p>2 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第2の26の項・別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条各号</p>	<p>1 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、2号イ、第9条第1号ホ、3号ロ、4号ヘ、第11条第1号ニ、2号ロ、4号イ、第12条第1号ヌ、2号チ、3号ハ、4号リ、6号チ、8号ヌ、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、2号、3号、4号、5号、6号、第20条第5号、6号、9号、11号ロ、12号、第21条第1号ハ、5号、6号、8号、9号、10号、第22条第2号、3号、4号、5号、6号、8号、10号、11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、2号、3号、4号、5号、7号、8号、9号、第32条第1号イ、2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、2号、3号、4号、5号、6号、第47条第2号イ、3号イ、4号イ、6号イ、7号イ、9号イ、10号イ、11号イ、12号イ、13号イ、14号イ、15号イ、16号イ、17号イ、18号イ、19号イ、20号イ、21号イ、22号イ、23号イ、24号イ、第52条、第53条第1号ホ、2号ニ、3号ハ、第55条第1号リ、6号ヘ、7号ハ、9号ホ、10号ハ、11号ホ、第59条の2第1号リ、2号、3号、4号、5号、第59条の3第1号イ、2号イ</p> <p>・番号条例第3条第2項、同条例第5条第1項、同条例別表第2の3、4の項、同条例別表第3の3、4、5、6、7の項</p>	事後	条例及び規則改正施行

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月10日	1. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第1の15項により、個人番号を利用することができるのは、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとされている。千葉県では、次の事務において特定個人情報を利用する。 1 法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 4 法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6 法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 生活保護法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 9 法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第1の15項により、個人番号を利用することができるのは、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとされている。千葉県では、次の事務において特定個人情報を利用する。 1 法第19条第1項の保護の実施に関する事務 2 法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 4 法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 5 法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 6 法第34条第5項、6項及び法第80条の5の医療扶助における電子資格確認のための特定個人情報の連携事務 7 法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 9 生活保護法第五十五条の八第一項の被保	事後	生活保護法の改正
令和6年1月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、2号イ、第9条第1号ホ、3号ロ、4号ヘ、第11条第1号ニ、2号ロ、4号イ、第12条第1号ヌ、2号チ、3号ハ、4号リ、6号チ、8号ヌ、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、2号、3号、4号、5号、6号、第20条第5号、6号、9号、11号ロ、12号、第21条第1号ハ、5号、6号、8号、9号、10号、第22条第2号、3号、4号、5号、6号、8号、10号、11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第2号ハ、2号、3号、4号、5号、7号、8号、9号、第32条第1号イ、2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、2号、3号、4号、5号、6号、第47条第2号イ、3号イ、4号イ、6号イ、7号イ、9号イ、10号イ、11号イ、12号イ、13号イ、14号イ、15号イ、16号イ、17号イ、18号イ、19号イ、20号イ、21号イ、22号イ、23号イ、24号イ、第52条、第53条第1号ホ、2号ニ、3号ハ、第55条第1号リ、6号ヘ、7号ハ、9号ホ、10号ハ、11号ホ、第59条の2第1号リ、2号、3号、4号、5号、第59条の3第1号イ、2号イ ・番号条例第3条第2項、同条例第5条第1項、同条例別表第2の3、4の項、同条例別表第3の3、4、5、6、7の項 ・番号規則第13条各号、同規則第14条各号、同規則第20条、同規則第21条各号、同規則第22条各号、同規則第23条各号	1 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同法別表第2の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条第1号イ、2号イ、第9条第1号ホ、3号ロ、4号ヘ、第11条第1号ニ、2号ロ、4号イ、第12条第1号ヌ、2号チ、3号ハ、4号リ、6号チ、8号ヌ、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、2号、3号、4号、5号、6号、第20条第5号、6号、9号、11号ロ、12号、第21条第1号ハ、5号、6号、8号、9号、10号、第22条第2号、3号、4号、5号、6号、8号、10号、11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、2号、3号、4号、5号、7号、8号、9号、第32条第1号イ、2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、2号、3号、4号、5号、6号、第47条第2号イ、3号イ、4号イ、6号イ、7号イ、9号イ、10号イ、11号イ、12号イ、13号イ、14号イ、15号イ、16号イ、17号イ、18号イ、19号イ、20号イ、21号イ、22号イ、23号イ、24号イ、第52条、第53条第1号ホ、2号ニ、3号ハ、第55条第1号リ、6号ヘ、7号ハ、9号ホ、10号ハ、11号ホ、第59条の2第1号リ、2号、3号、4号、5号、第59条の3第1号イ、2号イ ・番号条例第3条第2項、同条例第5条第1項、同条例別表第2の3、4の項、同条例別表第3の3、4、5、6、7の項 ・番号規則第13条各号、同規則第14条各号、同規則第20条、同規則第21条各号、同規則第22条各号、同規則第23条各号	事後	生活保護法の改正
令和6年1月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満	500人以上	事後	生活保護法の改正